

株主の皆様へ

**第176期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況…………… 1 ページ

連結注記表…………… 8 ページ

個別注記表…………… 19 ページ

株式会社フジクラ

(証券コード 5803)

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

ア 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

(ア) 取締役会

当社は2017年に監督と執行の分離を目指し、監査等委員会設置会社へ移行した。2023年3月期に係る定時株主総会終了後における取締役総数は9名、うち社外取締役4名（全て監査等委員）、社内取締役5名の体制となる。取締役会の半数近くを構成する社外取締役は、当社経営から独立した者であり、それぞれ経営経験、財務・会計、法務などの専門的知見を備えている。取締役会での経営に関わる重要事項（中長期戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等）は、これら多様な知見や専門知識を備えた社外取締役と社内取締役による十分な討議をもって決定される。なお、取締役会の構成は、業務執行取締役3名と業務執行を行わない取締役6名となり、業務執行を担わない取締役会長が取締役会の議長となって議事を主導する。

(イ) 業務執行体制

当社では、取締役会の決議により、最高経営責任者（CEO：Chief Executive Officer）、最高財務責任者（CFO：Chief Financial Officer）及び最高技術責任者（CTO：Chief Technology Officer）を設置する体制としている。CEO（以下、「取締役社長CEO」と表記することがある。）は、当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という。）についての最高経営責任者となる。CFOは、極めて高い専門性を必要とする財務分野での最高責任者、CTOは、同じく技術開発分野での最高責任者となる。CEOをトップとしてCFO及びCTOがCEOの機能を補完又は支援する、いわば“三頭体制”をとることで、より高度かつ実効的な経営判断に基づく事業運営が可能となる。

(ウ) 監査等委員会

監査等委員会は、2023年3月期に係る定時株主総会終了後において、1名の常勤社内取締役と4名の社外取締役の合計5名で構成される。また、監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設けて専任の常勤者を配置する。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役は、その所管する事業部門、事業部門を支援する部門若しくはコーポレート部門又はグループ会社について、自ら又は管下に配置される執行役員による業務執行を統轄し、以下2.及び3.に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、業務執行取締役は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下2.）の遵守及び実行の状況を監督する。このため、必要に応じて自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、執行側から提供される情報の内容を確認・検証するほか、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接説明を求める。以上と合わせ、監査等委員会は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

イ 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式

会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

(ア) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会に付議すべき議案は、経営企画室や法務室などが事前に法令・定款への適合性を検証する。取締役会では、取締役及び監査等委員による他の取締役の業務執行に対する監督に加え、専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士など）が審議に加わって十分な確認を行う。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限移譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室が内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、各監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、自ら又は監査等委員会室を通じて適宜その内容・詳細を確認する。

内部監査部門は、取締役の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、直ちに当該事実につき内部監査部門を所管する担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的開催されるリスクマネジメント委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、内部通報制度は、通報窓口を人事・総務部及び外部弁護士としてその運用の独立性を確保している。また、「内部通報制度運用規程」において、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保を担保している。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

(イ) 会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項及び業務執行取締役の決定事項に関して報告・決定のため作成され、会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、経営企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスクマネジメント委員会、事業部門経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(ウ) 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジクラ リスク管理規程』に基づき取締役社長CEOを委員長とするリスクマネジメント委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

(エ) 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役会は、経営の監督に集中する観点から成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの極めて重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する。このため、取締役会の構成は、業務執行取締役だけでなく、多様な専門的知見を持ち、かつ当社経営から独立した社外取締役を含む業務執行を行わない取締役を半数以上とする。

業務執行取締役は、自己の管掌する組織に専属する事項や比較的风险の少ない事項について管下の執行役員等にその職務権限を委譲し、その統轄及び重要な事項について決定権限を持ち、迅速果敢な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(オ) 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

日常的な業務については、主にコーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査部門による監査によって課題の抽出、改善提案及びその実施確認が行われる。内部監査部門は、従業員その他当社業務に従事する者の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、当該事実につき内部監査部門を所管する担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、コンプライアンス推進のための「グループ行動規範」の策定と周知を通じてその徹底を図るとともに、取締役社長CEOが委員長を務めるリスクマネジメント委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、グループ経営の観点から方向付けを行う。

内部通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、人事・総務部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(カ) 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社内に所管部門を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。または、業務執行取締役が直轄してグループ会社の経営全般について責任を負う場合がある。

a 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、グループ会社からの報告を規律するものとして事業部門経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績等の事項については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する体制を整備する。所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて綿密かつ円滑に意思疎通を行うことができる体制とする。

d 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策にかかるグループ会社における実行等を行う。

内部監査部門は、グループ会社の取締役、従業員等がグループ会社の業務に従事する者の職務の執行に関して、法令、定款又は当社が定める個別の法令遵守のための諸施策等に違反する事実を発見した時は、当該事実につき担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる内部通報制度を整備する。

ウ 会社法第399条の13第1項第1号（ロ）の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

(ア) 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

経営企画室を所管する業務執行取締役（以下、「経営戦略部門担当取締役」という。）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、経営戦略部門担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(イ) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、人事・総務部は、「フジクラ リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及び事業部門経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。経営企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(ウ) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号口の事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、人事・総務部は、「フジクラ リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

コーポレート部門及び事業部門内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(エ) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、3.(2)又は(3)の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

(オ) 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

(カ) 会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長CEOを含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となる経営戦略部門担当取締役は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、2017年度に監査等委員会設置会社に移行したことを機に、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいりました。登園度においては、当社グループにおけるガバナンス強化を推進すべく、その指針となる「グループガバナンス基本方針」を定めました。

また、誠に遺憾ながら2023年3月3日の内部通報を契機として、当社元取締役であって米国子会社の元CEO（以下、「元CEO」といいます。）が当該子会社所有資産を私的に使用していた等の事実（以下、「本事案」といいます。）を把握しました。本事案は、当該子会社における元CEOへの権限の集中、並びに当社及び当該子会社におけるけん制機能の実効性が低かったこと等の当該米国子会社グループ内における全社的な内部統制の不備が原因となっていたため、当年度における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があったものと判断いたしました。

ア コンプライアンス・リスクマネジメント体制

当年度においては、改めてコーポレート・ガバナンスの強化及びグループ会社に対する統制（即ちグループ・ガバナンス）強化の必要性を認識いたしました。また、グループガバナンス基本方針を制定して運用を開始し、当社グループが一つの企業であるように運営できる体制の整備を進めました。執行面では、各事業を遂行する当社の事業部門によるグループ会社を含む直接統制体制を整備するとともに、統制面では、当社本社のコーポレート機能によるグループ会社を含め直接モニタリングを行える仕組みの整備を進めました。

また、本事案の発生した米国子会社では、特にガバナンスの改善を実施しており、同社内におけるCEO及びその他の役員の権限の分散化と決裁権限の明確化を図り、同時に同社内及び当社からの統制機能を強化いたしました。今後、グループガバナンス基本方針に則り、この取組みを当社グループ全体へ展開して、グループガバナンスの一層の強化を図ることとしています。

リスクマネジメント委員会では、全社リスクの収集及びその全社における情報共有並びに個別の事案への対応を適切に推進しています。当年度においては、2023年1月に発生した第三者による当社グループのネットワークへの不正アクセスなどへの対応、及びメキシコ子会社における労働者の権利侵害にかかるメキシコ政府による調査（本件は適切に対応し、既に問題は解消しています。）への対応等を行ってまいりました。

当年度では新たにコンプライアンス委員会を設けました。同委員会においては、当社グループにおけるコンプライアンスに関して、経営層への情報共有及び課題討議、マネジメントシステムの構築・維持・管理、並びに浸透・啓発活動を推進することとし、当社グループのコンプライアンス活動の中心的な役割を果たしております。

業務執行取締役が決裁権限を委譲された事項は、当該事項に係るコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、事業部門管理組織等が適法性・妥当性について管

理を行ってきました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスクマネジメント委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスクマネジメント委員会及び監査等委員会へ報告されています。なお、上記本件事案は、内部通報制度によって把握したものであり、この制度は有効に機能しています。

イ グループ会社の経営管理体制

各事業部門又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、全グループ会社における適切な整備を進めています。また、各事業部門等は、グループ会社を含めた事業部門経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

グループガバナンス基本方針に基づき、グループガバナンスの一層の強化を進めています。

ウ 監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令を受け、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

加えて、監査・監督機能をより実効的なものとするため、取締役会とは別に、監査等委員会と業務執行取締役や個別の事業を担務する執行役員との定期的な会合の場を設けて、意見交換などを行ってきました。

本件事案においては、各監査等委員は、ガバナンスの改善・強化に向けて、取締役会その他の場においてグローバル企業における経営管理の視点、会計税務における企業実務の視点、弁護士や会計士として長年にわたって企業の実務に関与してきた高い専門的見地に基づく統制上の専門的知見、各監査等委員の専門的な知見等により有用な意見を積極的に発信しており、本件事案発生以降はさらにガバナンスの改善・強化を図っております。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

以上

(連結注記表)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は95社であります。

西日本電線株式会社	Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V.
フジクラ電装株式会社	Dossert Corporation
第一電子工業株式会社	Verrillon Inc.
株式会社東北フジクラ	Fujikura Automotive Paraguay S.A.
株式会社フジクラハイオプト	Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.
沼津熔銅株式会社	Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
フジクラプレジジョン株式会社	Fujikura Automotive Europe GmbH
フジクラソリューションズ株式会社	Fujikura Automotive Morocco Kenitra, S.A.S.
株式会社フジクラ・ダイヤケーブル	Fujikura Automotive Europe S.A.U.
藤倉商事株式会社	Fujikura Automotive Romania S.R.L.
株式会社スズキ技研	Fujikura Automotive Morocco Tangier, S.A.S.
株式会社シンシロケーブル	Fujikura Automotive Ukraine Lviv LLC
フジクラ物流株式会社	AFL Telecommunications, Inc.
株式会社フジクラビジネスサポート	Fujikura Electronics Vietnam Ltd.
富士資材加工株式会社	ATI Holdings, Inc.
米沢電線株式会社	ATI International Investments Inc.
ファイバーテック株式会社	ATI Telecom International Company
オプトエナジー株式会社	Telecom Professional Services Inc.
株式会社フジクラプリントサーキット	Alta Telecom Inc.
株式会社フジクラエナジーシステムズ	AFL Telecommunications Australia Pty Ltd.
DDK (Thailand) Ltd.	AFL Telecommunications Holdings UK Limited
Fujikura Asia Ltd.	FibreFab Inc.
Fujikura Europe Ltd.	AFL Hong Kong Limited
Fujikura Hong Kong Ltd.	AFL Telecommunications UK Limited
FIMT Ltd.	AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.
珠海藤倉電装有限公司	Tier2 Technologies Ltd.
藤倉電子(上海)有限公司	Fujikura Automotive India Private Ltd.
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.	Fujikura Automotive Czech Republic, s.r.o.
第一電子工業(上海)有限公司	Fujikura Automotive Services Inc.
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.	Fujikura Automotive MLD S.R.L.
広州藤倉電線電装有限公司	America Fujikura India Private Ltd.
藤倉烽火光電材料科技有限公司	AFL Solutions, Inc.
藤倉(中国)有限公司	AFL Netherlands B.V.
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.	LFA Ventures LLC
DDK VIETNAM LTD.	ITC Service Group Intermediary LLC
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	ITC Service Group Acquisition LLC
Fujikura Europe (Holding) B.V.	Spligitty Fiber Optic Services, Inc.
America Fujikura Ltd.	America Fujikura de Mexico S de Ri de CV
AFL Telecommunications Holdings LLC	AFL Singapore Pte. Ltd.
AFL Telecommunications LLC	AFL East Inc.
AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R.L. de C.V.	Beam Wireless Incorporated
AFL Telecommunications Europe Ltd.	Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.
AFL Network Services Inc.	藤倉香港貿易有限公司
AFL Telecommunications GmbH	藤倉(上海)商務服務有限公司
Fujikura Automotive America LLC	AFL Telecommunications Poland sp. z o.o.
Fujikura Automotive Holdings LLC	ForzaTelecom NPC, LLC
Fujikura America, Inc.	DAS Group Professionals, LLC
AFL Enterprise Services, Inc.	

前連結会計年度との比較

新規設立したことにより、AFL Telecommunications Poland sp. z o.o.が連結子会社となりました。

新たに株式を取得したことにより、ForzaTelecom NPC, LLC及びDAS Group Professionals, LLCが連結子会社となりました。

Optronics Limitedは、AFL Telecommunications Holdings UK Limitedに社名を変更しました。

FibreFab Limitedは、AFL Telecommunications UK Limitedに社名を変更しました。

株式会社フジクラファシリティーズ等、連結の範囲から除外した子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社のうち、以下の会社に対する投資については持分法を適用しております。

持分法を適用した会社	主要会社名
非連結子会社 1社	Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.
関連会社数 9社	藤倉化成株式会社、藤倉コンポジット株式会社

吉野川電線株式会社等、持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要な影響を及ぼしておりません。

なお、持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社の烽火藤倉光纖科技有限公司他1社については、当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用しており、その他の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

次の会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

DDK (Thailand) Ltd.	第一電子工業（上海）有限公司
珠海藤倉電装有限公司	広州藤倉電線電装有限公司
Fujikura Asia Ltd.	藤倉（中国）有限公司
FIMT Ltd.	藤倉烽火光電材料科技有限公司
Fujikura Hong Kong Ltd.	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.	Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
藤倉電子（上海）有限公司	DDK VIETNAM LTD.
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.	Fujikura Electoronic Components (Thailand) Ltd.
藤倉香港貿易有限公司	藤倉（上海）商務服務有限公司
AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R. L. de C. V.	Fujikura Automotive Mexico, S. de R. L. de C. V.
Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C. V.	Fujikura Automotive Paraguay S.A.
	Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
	AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.
America Fujikura de Mexico S de Ri de CV	

(4) 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 2019年6月28日）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成30年9月14日）を適用し、在外子会社及び在外関連会社に対して、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超過して当社又は連結子会社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。また、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。また、数理計算上の差異については発生の際連結会計年度から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門、エネルギー事業部門に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

重要なヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等 金利スワップ	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 借入金の変動金利

(iii) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク、一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジを行っております。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、主として10年間の定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記のとおりです。

・中国光素線事業の固定資産の減損

中国光素線事業は情報通信事業部門に含まれており、当該事業を資金生成単位としております。

中国光素線事業は、当連結会計年度は営業利益を計上しましたが、足元では中国の光ファイバ市場において需要減少が観測され藤倉烽火光電材料科技有限公司（以下、「FFOE社」）の出荷量が減少しており、主要顧客の購買計画に対する不確実性があること、及び販売価格が下落するリスクがあることから、経営環境が著しく悪化している状況にあり、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定を行った結果、中国光素線事業の使用価値が同事業に帰属する固定資産の帳簿価額11,836百万円を上回ることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要であると判断しました。

減損損失の認識の判定にあたって見積った使用価値は、中国光素線事業の将来計画に基づいております。将来計画に含まれる見積り製品販売価格は、市場調査会社による中国における光ファイバの市場予測価格と連動すると仮定しております。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な固定資産の残存償却年数とし、税引前加重平均資本コスト13.5%により現在価値に割引いております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、当社の想定よりもFFOE社の販売する光母材の販売価格が下落し、中国光素線事業の使用価値が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度において中国光素線事業に帰属する固定資産に対して減損損失を計上する可能性があります。

・FPC事業の固定資産の減損

FPC事業はエレクトロニクス事業部門の主力事業であり、当該事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

2023年3月期において、当該事業の競争環境の激化や品種構成の悪化に伴い事業の収益性が低下する見通しとなったため、当該事業に帰属する固定資産に対し減損損失の認識の要否を検討し、8,904百万円の減損損失を計上しました。

当連結会計年度においても、厳しい競争環境が継続していること、及び新規顧客への売上増加が計画通りに進まないリスクを中期計画に反映した結果、経営環境の著しい悪化の懸念が払拭できないため、減損の兆候があると判断しました。

減損損失の認識の判定を行った結果、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が同事業に帰属する固定資産の帳簿価額21,091百万円を上回ることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要であると判断しました。

減損損失の認識の判定にあたって見積った割引前将来キャッシュ・フローは、FPC事業の将来計画に基づいております。当該将来計画は、主要顧客への売上及び粗利見込み並びに拠点の統廃合によるコスト削減等の仮定を含んでおります。

また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、FPC事業の主要製造拠点であるFujikura Electronics (Thailand) Ltd. 社における機械装置の残存償却年数としております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、更なる競争環境の激化による主要顧客への売上及び粗利の未達や拠点統廃合の進捗の遅延によりコスト削減が進まず、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度においてFPC事業に帰属する固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は16,739百万円であります。

当社グループ各社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・損害賠償訴訟請求に関する偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。裁判の進捗により新しい事実が判明した場合には、翌連結会計年度において、損失を計上する可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	473,686百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	62,352百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土地	7百万円
② 上記に対応する債務	
固定負債その他	1,517百万円
(4) 保証債務	
① 債務保証等	

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.	銀行借入金等	339
	小計	339
(関係会社以外)		
従業員 (財形融資)	銀行借入金	31
	小計	31
	合計	370

② 偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付で請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 当社グループは主に以下の資産につき、減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

会社 (場所)	用途	種類	減損損失額
株式会社フジクラ (千葉県佐倉市、三重県鈴鹿市)	光ファイバ製造設備	機械装置等	1,452
America Fujikura Ltd. (アメリカ合衆国)	商標権	商標権	872
フジクラ電装株式会社 (山形県米沢市) 他	自動車用ワイヤハーネス製造設備等	機械装置等	686

光ファイバ製造設備については、事業環境の悪化等に伴い、減損テストを行った結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

商標権については、America Fujikura Ltd.の連結子会社であるAFL Telecommunications Holdings UK Limitedが保有している旧社名 (Optronics Limited) の商標権を対象としており、旧社名を今後使用しないことから公正価値を零と測定し、その帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

自動車用ワイヤハーネス製造設備等については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることに伴い、減損テストを行った結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(2) 事業構造改善費用

主に当社及び当社子会社における事業再編に伴う、特別退職金及び拠点閉鎖に係る諸費用であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	295,863,421	—	—	295,863,421

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,699	17.0	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	6,219	22.5	2023年9月30日	2023年12月4日

(注1) 2023年6月29日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金8百万円が含まれております。

(注2) 2023年11月8日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,983	32.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金16百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行によって調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権による、為替の変動リスクについて、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、その一部の外貨建債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、恒久的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、いずれも実需に基づくものであり、それぞれ将来の為替変動リスク、金利変動リスク、主要原材料である銅及びアルミの価格変動リスクをヘッジする目的にのみ限定しており、その対象金額の範囲内で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額9,510百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	15,869	10,954	△4,915
その他有価証券	9,828	9,828	—
(2) 社債（*1）	20,000	19,873	△127
(3) 長期借入金（*2）	123,968	121,555	△2,413
(4) デリバティブ取引（*3）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	942	942	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	407	407	—

（*1） 1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額10,000百万円）は、社債に含めております。

（*2） 連結貸借対照表上、短期借入金として計上している1年以内に返済予定の長期借入金15,960百万円については、長期借入金に含めております。

（*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	9,828	—	—	9,828
デリバティブ取引				
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	942	—	942
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	407	—	407

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	10,954	—	—	10,954
社債	—	19,873	—	19,873
長期借入金	—	121,555	—	121,555

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会から入手したデータに基づき市場価格を算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は先物為替相場を使用して算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品先物取引はLME（ロンドン金属取引所）の期末公示価格と、期末為替相場に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,924百万円（主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上。）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
38,847	116,441

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に時価を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価時点の評価額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,236円73銭

(2) 1株当たり当期純利益 184円96銭

(3) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式494,988株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当連結会計年度における期中平均株式数494,988株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 主要な財又はサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計
	情報通信 事業部門	エレクトロ ニクス事業 部門	自動車 事業部門	エネルギー 事業部門	不動産 事業部門 (注) 1		
主たる地域市場							
日本	15,862	30,558	26,970	138,266	10,520	4,848	227,025
アジア（日本除く）	16,231	74,769	9,314	491	—	1,005	101,810
北米	222,841	49,653	54,451	175	—	1,600	328,720
欧州	32,078	8,370	67,652	162	—	1,188	109,450
その他	10,217	1,327	21,138	21	—	51	32,755
顧客との契約から生じる 収益	297,229	164,676	179,526	139,116	10,520	8,692	799,760

（注）1. 「不動産事業部門」における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づく収益等が含まれております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに該当しない、事業化を検討している新規事業等を含んでおります。

3. セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び当社の連結子会社は、情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門、エネルギー事業部門に亘って、製品の製造、販売、サービス等の事業活動を展開しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、当社及び連結子会社が納入した製品について保証期間を設定し、返品、交換等の義務を有しております。加えて一定の期間にわたって充足される履行義務においては、その進捗に応じて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償支給を受ける取引においては、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。加えて、エネルギー事業部門において当社は輸送費の低減及び銅材の安定供給を目的として、複数社との間で銅を同量融通する取引（いわゆる交換取引）を行っておりますが、同取引においては純額で収益を認識しております。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

加えて、一定の期間にわたって充足される履行義務においては、「契約資産」を認識しております。また、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時又は対価を受け取る期限が到来した時のいずれか早い時点で、顧客から受け取る対価については「契約負債」を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、連結貸借対照表で記載しているため、本注記においては記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年

無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門、エネルギー事業部門に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

(外貨建売上取引等)

為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算額を行っております。

なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べております。

(借入金の変動金利)

金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記のとおりです。

・市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価

当社は、当事業年度の貸借対照表において、市場価格のない関係会社株式84,152百万円、関係会社出資金12,973百万円を計上しております。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金については、投資簿価と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が投資簿価に比べ著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。実質価額が著しく低下した場合とは、実質価額が取得価額に比べ50%程度以上低下した場合としておりますが、50%程度未満の低下であっても、30%以上低下した場合には今後著しい低下が発現する可能性がないかを検討しております。また、回復可能性の判定にあたっては、会社の意思決定機関で承認された中長期の事業計画等を用い、実行可能性や合理性について検討を行っております。

当事業年度の市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価において、実質価額の著しい低下は認められなかったため、減損処理は不要と判断しました。しかしながら、各関係会社の今後の業績次第では、翌事業年度の個別計算書類に株式評価損を計上する等の影響を及ぼす可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類等に計上した繰延税金資産の金額は2,901百万円であります。当社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類等において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・損害賠償訴訟請求に関する偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。裁判の進捗により新しい事実が判明した場合には、翌事業年度において、損失を計上する可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	181,005百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	16,510百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土地	7百万円
② 上記に対応する債務	
固定負債長期預り敷金保証金	1,517百万円

(4) 保証債務

① 債務保証等

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura Electronics(Thailand)Ltd.	銀行借入金等	16,569
America Fujikura Ltd.	銀行借入金等	16,406
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	銀行借入金等	3,815
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.	銀行借入金	1,950
珠海藤倉電装有限公司	銀行借入金	838
DDK VIETNAM LTD.	銀行借入金	658
Fujikura Europe Ltd.	銀行借入金	607
AFL Telecommunications GmbH	契約履行保証	588
Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.	銀行借入金等	339
Fujikura Electronic Components(Thailand)Ltd.	契約履行保証	119
	小計	41,888
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	31
	小計	31
	合計	41,919

② 偶発債務

当社は、ある取引先から、当社が納入した製品に不良があるとの理由で損害額61億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2020年11月13日に受領しました。更に2023年6月30日付けで請求の拡張により当該訴訟に係る損害賠償請求額を82億円に変更する旨の申立書を受領しました。しかしながら、当社は当該取引先の要求した仕様に適合した製品を納入していると認識していることから、現時点の当該取引先の請求には理由がなく、当社に損害賠償金を支払う義務はないと引き続き主張してまいります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	51,279百万円
長期金銭債権	8,771百万円
短期金銭債務	36,354百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	関係会社に対する売上高	166,779百万円
	関係会社からの仕入高	68,594百万円
	販売費及び一般管理費	3,599百万円
	関係会社との営業取引以外の取引高	16,441百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	19,952,842	1,837	—	19,954,679

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加1,837株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」に係る信託口が保有する当社株式494,988株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
関係会社株式評価損	11,268百万円
出資金評価損	5,369
貸倒引当金	2,596
退職給付引当金	1,632
減損損失	1,585
繰越外国税額控除	1,226
投資有価証券評価損	1,156
繰越欠損金	1,050
未払賞与	981
減価償却超過額	830
その他	2,111
繰延税金資産小計	29,803百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,050
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△24,458
評価性引当額	△25,509百万円
繰延税金資産合計	4,294百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券時価評価差額	862百万円
固定資産圧縮積立金	417
資産除去債務	65
その他	49
繰延税金負債合計	1,393百万円
繰延税金資産の純額	2,901百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
子会社	第一電子工業㈱	所有 直接100.0%	資金の預入等	資金の預入 (注2)	22,507	預り金	3,475
子会社	西日本電線㈱	所有 直接60.8%	資金の預入等	資金の預入 (注2)	31,942	預り金	7,129
子会社	フジクラ電装㈱	所有 直接100.0%	資金の援助 同社製品の一部購入	資金の貸付 (注2) 原材料の購入 (注4)	76,872 24,883	短期貸付金 買掛金	5,723 2,171
子会社	㈱フジクラ・ ダイヤケーブル	所有 直接70.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	57,806	売掛金	6,062
子会社	藤倉商事㈱	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	14,199	売掛金	5,710
子会社	㈱フジクラプリントサー キット	所有 直接100.0%	資金の預入等 役員の兼任	資金の預入 (注2)	37,196	預り金	8,429
子会社	Fujikura Europe Ltd.	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	9,825	売掛金	2,663
子会社	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	所有 間接100.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	16,569	—	—
子会社	Fujikura Hong Kong Ltd.	所有 間接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	10,553	売掛金	1,498
子会社	Fujikura Automotive Europe S.A.U.	所有 間接100.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	3,815	—	—
子会社	America Fujikura Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	16,406	—	—
子会社	AFL Telecommunications LLC	所有 間接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	23,226	売掛金	4,775
関連会社	㈱ビスキャス	所有 直接50.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	175	長期貸付金 (注6)	8,771

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品・設備の販売及び購入については、市場価格を勘案して協議の上、決定しております。
- (注2) 金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社は、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.、America Fujikura Ltd.の銀行借入金等に対して債務保証を行っております。
- (注4) 原材料の購入及び供給については、市場相場から算定した価格を参考に、都度交渉して取引条件を決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注6) 関連会社への長期貸付金期末残高に対して、合計8,462百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計178百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 474円78銭
- (2) 1株当たり当期純利益 96円87銭
- (3) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式494,988株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当事業年度における期中平均株式数494,988株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(エネルギー事業に係る簡易吸収分割)

当社は、2023年11月22日及び2024年2月21日開催の取締役会において、現在当社が行っている導体事業（電気銅等の材料調達、銅荒引線及び銅線販売）（以下、「導体事業」といいます。）を、当社の連結子会社である株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（以下、「FDC」といいます。）への吸収分割（以下、「本会社分割」といいます。）について決議し、2024年4月1日付で本会社分割を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 分割する当社の事業内容及び規模

事業の名称：導体事業

事業の内容：電気銅等の材料調達、銅荒引線及び銅線販売

分割した事業の経営成績：2024年3月期売上高 75,185百万円

(2) 会社分割の目的

本会社分割により、当社が行う導体事業をFDCへ承継することで、銅電線の主要な材料である銅荒引線を自己調達可能な体制として同社の事業運営の効率化を図ることとしたものです。

(3) 会社分割日

2024年4月1日

(4) 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、FDCを承継会社とする簡易吸収分割

(5) 会社分割後の企業の名称

株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（当社の連結子会社）

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

(1) 追加取得した子会社株式（FDC株式）の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	流動資産	15,974百万円
	流動負債	9,318百万円
	固定負債	6百万円
	取得原価	6,650百万円

(2) 当社が取得した子会社株式数

当社は、本会社分割により、FDCが新たに発行した普通株式1,668株を取得いたしました。

(持分法適用会社株式の売却に伴う特別利益の発生)

当社は、持分法適用会社である藤倉コンポジット株式会社が実施する自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）へ応募することを決議し、2024年5月13日付で保有する株式の一部を売却いたしました。これに伴い、特別利益を計上いたします。

1. 売却の理由

当社は、政策保有株式を原則保有しない方針を掲げており、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有する方針としています。当方針に基づき、検討を重ねた結果、藤倉コンポジット株式会社が実施する自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）を通じて、当該株式の一部を売却することといたしました。

2. 異動する持分法適用会社の概要

(1) 名称	藤倉コンポジット株式会社
(2) 所在地	東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森田 健司
(4) 事業内容	各種工業用ゴム部品等の製造・販売
(5) 資本金	3,804百万円
(6) 設立年月	1901年10月

3. 売却株式数、売却価額、及び売却前後の所有株式の状況

(1) 売却前の所有株式数	4,776,300株
(2) 売却株式数	3,163,800株
(3) 売却後の所有株式数	1,612,500株
(4) 売却価額	4,432百万円

4. 今後の見通し

本取引の完了をもって、藤倉コンポジット株式会社は、当社の持分法適用会社に該当しないこととなり、持分法適用の範囲から除外されます。

また、当該株式の売却に伴い、2025年3月期第1四半期の個別財務諸表において、3,746百万円を関係会社株式売却益として特別利益に計上いたします。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。